

2001年7月29日参議院議員選挙における

「非喫煙者と未成年の健康をタバコから守る法律」制定の公開アンケートにご協力を

(お名前、選挙区、Fax送付先に誤りがあった場合はご容赦くださり、ミスの旨連絡いただければ幸いです)

【公開アンケート実施団体】 特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会
〒540-0004 大阪市中央区玉造1-21-1-702 Tel, Fax 06-6765-5020 <http://www3.ocn.ne.jp/~muen/> (会長 竹村 喬)

謹啓、参議院議員選挙への立候補に敬意を表します。
私たちの団体は、子どもと非喫煙者の健康をタバコから守る活動を全国的に行っているNPO団体です。

ご多忙の折に誠に恐縮ですが、標記の件について公開質問をさせていただきたく、ご協力をお願い申し上げます。(全国の選挙区及び比例区候補者にお送りしました、昨年の衆院選挙の折にも同様のアンケートを行い多くのご回答をいただきました)

回答結果は、公平に集計し、マスコミ、及び本協議会会員に知らせる他、本協議会のインターネット・ホームページで紹介し、各地の多くの方々にお知らせできればと存じます。

末筆ながら、選挙でのご健闘を祈念申し上げ、当選後は、この問題を含め、国民みんなが住みやすく、健康的な生活ができるよう 国政にお力をお願い申し上げます。

以下の質問のご回答に を付け、またご記入くださり、**Faxで7月17日までに返送**いただければ幸いです。

問4 この法律制定を含め、たばこの健康問題改善のために「議員連盟」を作り、協力いただくことは可能でしょうか。

はい いいえ その他(自由回答)

問5 また、たばこと健康問題について、貴党で論議し、国会で取り上げ、あるいは質問主意書を政府に提出いただくことは可能でしょうか。

はい いいえ その他(自由回答)

問6 あなたは、タバコをお吸いになりますか。

はい いいえ その他(自由回答)

ご芳名

選挙区

問1 少子化社会を迎え、未成年の喫煙は100万人に上ると厚生労働省調査で発表され、高校生の懲戒の半数は喫煙が理由になっている現状で、25%前後に上る若い女性の喫煙増加とともに、若い世代の健康損失が深く憂慮されています。

昨年未だに、「未成年者喫煙禁止法」の改正で、未成年への違法販売者の罰則強化がなされましたが、未成年の抜本的な喫煙対策のために、未成年者が自由に買える自動販売機制限など、未成年者がたばこを入手できないような抜本的な未成年者の喫煙対策が必要とお考えですか。

はい いいえ その他(自由回答)

問2 子どもや未成年、妊婦を含め、非喫煙者の健康をたばこから守る法律が、わが国にはありません。わが国でも、下記のような内容(素案)の「非喫煙者及び未成年の健康をたばこから守る法律」の制定が、わが国でも必要な時期が来ているとお考えですか。

はい いいえ その他(自由回答)

問3 この内容の法律制定の推進署名を、本会は現在までに16万人分集めていて、議員立法で成立させることを、今秋にはお願いしたいと考えていますが、お力とご協力をいただくことは可能でしょうか。

はい いいえ その他(自由回答)

以上に関連して、コメントやご意見などございましたら、ご記入をお願いします。

【非喫煙者及び未成年の健康をたばこから守る法律(概要素案)】

第一条(目的) この法律は、非喫煙者の健康をたばこから守り、また未成年者がたばこを吸い始めないための社会環境を整備し、もって国民の健康の増進に寄与することを目的とする。

第二条 国及び地方公共団体は、非喫煙者及び未成年者の健康をたばこから守るために、施策を講じなければならない。

第三条 公共的施設、公共交通、教育施設、スポーツ施設、政令で定める規模以上の飲食店の管理者、事業所の事業者、及び路上の管理者は、非喫煙者がたばこの煙を吸わされないよう、建物、敷地内及び路上を整備し、その旨表示し、遵守させるようにしなければならない。

2 必要により喫煙指定場所を設ける場合は、たばこの煙を非喫煙者が吸わされないよう設備し、喫煙指定場所の表示をしなければならない。

第四条 何びとも、不特定多数が利用する公共の施設、複数の勤務者のいる事業所内では、喫煙指定場所以外で、また路上では禁煙地域で、喫煙してはならない。

第五条 未成年者が購入することが可能な場所には、未成年者の購入が可能なたばこ自動販売機を設置してはならない。
以上